# 郵送による税証明に必要な書類

## 下記の1~4を送付してください。

1. 税関係証明書交付申請書	記入漏れのないようお願いいたします		
	以下のいずれかの本人は	確認ができる	5書類
2. 本人確認ができる書類の写し	□マイナンバーカー	ド (住所が	記載されている表面のみ)
	(※通知カードは本人	、確認ができ	る書類にはなりません。)
※裏書等がある場合は、その面	□運転免許証 □住民基本台帳カード □在留カード		
の写しも必要	□パスポート □身体障害者手帳 □療育手帳 など □現住所の記載があること □有効期限の定めのあるものは、有効期限内であること		
※マイナンバーの記載のあるも のは受付できません			
3. 手数料【    円】	種類	手数料	注意事項
	□所得などの証明	350円	年度、個人ごと
※郵便局で <u>定額小為替</u> をお求め ください	□納税証明	350円	年度、税目、納税義務者ごと
※指定受取人欄は記載不要です			年度、土地、家屋、償却資産、
※定額小為替以外はお取扱いで	□固定資産証明	350円	所有者ごと
きません			※共有名義は別所有者
	・切手を貼付し、申請者または委任者の住所・氏名をご記入ください		
	(個人情報保護のため、返信先は申請者に限ります。ただし、代理		
4. 返信用封筒	人が申請する場合は、委任者への送付も可能です)		
	・お急ぎの場合は、速i	<b>達料金分を含</b>	含めた切手を貼付ください
" / 女 本 本 不 //			

### ≪注意事項≫

- ・上越市外にお住まいの方が「同一世帯の親族」の証明を申請する場合、上記の他に世帯全員の住民票 (写し可)が必要です(同一世帯の確認ができないため)。
- ・上越市から転出後、さらに引っ越している場合 (例:上越市→新潟市①→新潟市②) 住所の履歴が確認できるもの (運転免許証・住民票等) の写しが必要です
- ・書類に不備がある場合、連絡することがあります。必ず電話番号をお書きください
- ・郵送申請は、日数に余裕をもって申請してください

## ≪所得・課税証明について、よくあるご質問≫

年度と所得の関係	令和 5 年度の証明→令和 4 年中(1/1~12/31)の所得内容を記載 令和 4 年度の証明→令和 3 年中(1/1~12/31)の所得内容を記載		
申請先	毎年1月1日現在の住所地の市町村で発行します。 令和5年度の証明→令和5年1月1日にお住まいの市町村		
新年度分の交付可能日	5 月中旬から発行できる人 特別徴収(給与天引により市・県民税を納付)のみの方 6 月中旬から発行できる人 上記以外の方		
申請先の例外	住民登録地と異なる市町村(居住地)で課税されている場合は住所地の市町村では証明発行できません。居住地の住民税担当課へお問い合わせください。		

#### ≪郵送先≫